

# 市制 100 周年を契機としたウォールアート制作業務委託仕様書

## 1 委託件名

市制 100 周年を契機としたウォールアート制作業務委託

## 2 委託期間

契約締結日から令和 6（2023）年 3 月 15 日（金）まで

## 3 履行場所

川崎市幸区大宮町 1 番 12 地先ほか

## 4 業務の目的

本業務は、川崎駅西口大宮町地区において、令和 6（2024）年に市制 100 周年を迎えるにあたり、川崎駅西口の表玄関にふさわしい新しい街の顔としてのシンボルを創出することで、象徴性と賑わいを感じられる街なみを牽引していくとともに、地区内で醸成されてきた文化芸術の資源を活かし、アートをツールとした新たな川崎の文化や未来を作り出し、地区の魅力をさらに高め、次の 100 年に向けた川崎の成長の機会とすることを目的として道路擁壁にウォールアートを制作するものである。

## 5 対象道路擁壁（別紙参照）

場所 川崎市幸区大宮町 1 番 12 地先

サイズ 高さ：約 1.3m～6.5m、幅：約 125m

素材 コンクリート

対象道路擁壁内であれば制作範囲に特に制限は設けない。ただし、擁壁の機能に支障を及ぼさないことを前提とする。

## 6 業務内容

### （1）ウォールアートの制作

総合演出を担うアートディレクターを設置し、アートディレクターの監修のもと目的・制作テーマに基づいて対象道路擁壁に周辺景観と調和したウォールアートを制作する。

また、ウォールアート制作にあたり、制作プロセスを情報発信するなど、制作過程の公開についても検討するものとする。

## ア 制作テーマ

### 「出会いをつなぐ、未来へつなぐ」

本市では、市制 100 周年という歴史的な節目を本市の発展を支えてきた「多様性」の価値を改めて共有し、市民が「愛着」と「誇り」を深める機会とすることを基本理念に掲げている。

道路擁壁といったパブリックな場所にアートがあることで、まちの中にアートと出会う場をつくり、アートが有する多様な視点を享受する機会が創出されることとなる。

そこで、いろいろな人たちが集まる川崎での、アートを始め、さまざまな出会いを通じて「多様性」の価値観を共有し、未来へつなげることで、あたらしい川崎を生み出していけるようなウォールアートとするため、制作テーマを「出会いをつなぐ、未来へつなぐ」と設定する。

なお、最終的なアートタイトルは、上記制作テーマにちなんだものであれば、受注者が提案し設定することも可能とする。

## イ 制作技法

現地塗装またはフィルム貼付

屋外に常時設置すること、及び、複数年同一デザインで掲示していくことを考慮した耐久性のある素材を使用しなければならない。なお、耐候期間は約5年を標準仕様とする。

## ウ アートディレクター

当該ウォールアート制作の目的・テーマに基づき、ウォールアート全体のデザインを監修し、総合演出を担うアートディレクターを配置し、アートディレクターの監修のもと制作するものとする。

アートディレクターには、専門性及び、業務経験を有するものを配置すること。

## エ 安全対策

ウォールアートを制作するにあたり道路（歩道）上で作業する際は、コーンやロープ、交通誘導員などを設置し、安全な通行環境を確保し、事故等が発生しないようにすること。なお、事故等が発生した場合は速やかに発注者へ連絡すること。

## (2) ウォールアートを活用したまちづくりに関する提案

制作したウォールアートを活用して、地域住民や市民等がウォールアートを身近に感じ、親しみを持つことが出来るような取組について提案すること。

## 7 制作内容及び表現の遵守事項

制作内容及び表現は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令に違反するもの又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの
- (4) 政治性、宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は団体の名刺広告
- (7) 美観風致を害する恐れがあるもの
- (8) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (9) 営利を目的とする宣伝、またはそれらに類する内容を含むもの
- (10) 第三者の著作権、商標権、肖像権などを侵害するもの
- (11) 特定のキャラクターやタレントの権利に抵触する恐れのあるもの
- (12) 個人、企業、団体などを中傷したり、プライバシーを侵害したりするもの

## 8 関係法令等に基づく留意事項

### (1) 景観法、川崎市都市景観条例及び川崎市景観計画

制作対象道路擁壁のある川崎駅西口大宮町地区は、質の高い景観を創出している地区となっており、「川崎駅西口大宮町景観計画特定地区」として、景観形成方針等が定められている。

当該地区における色彩に関する制限や大きさ等の屋外広告物等に関する行為の制限は適用しないが、川崎駅西口大宮町景観計画特定地区における景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないものであることを条件とする。

豊かな文化に育まれた「落ちつきと知性」、表玄関にふさわしい「風格と象徴性」、年月とともに成熟する「暖かさと深み」が感じられる街なみづくりを行ってきた周辺景観との調和への配慮を求める。

### (2) 屋外広告物法及び川崎市屋外広告物条例

本業務において制作するウォールアートは、屋外に常時設置し、多くの人の目に触れるものであることから、屋外広告物に該当する。

ただし、川崎市屋外広告物条例第7条第2項の地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物に該当することから、同条例第3条に規定する許可申請は要しない。

また、同条例施行規則別表第2第8項に定める広告物又は掲出物件の規格は適用しない。

### (3) 審議会及び交通管理者等の意見

良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するといった観点から、ウォールアートのデザインに関して、必要に応じて適宜、川崎市都市景観審議会、川崎市屋外広告物審議会、交通管理者等の意見を聴くことを求める。

## 9 成果品

本業務の成果品は、ウォールアートの完成デザイン画及び完成デザイン画を対象道路擁壁に制作したウォールアート及び次に定めるものとし、完成デザイン画を対象道路擁壁に制作したウォールアート以外の納品先は、川崎市まちづくり局拠点整備推進室とする。また、成果品及びその著作権は川崎市の所有とする。

- (1) ウォールアートの完成デザイン画 1部 (A3以上カラー印刷)
- (2) 現地完成写真 1部
- (3) ウォールアートを活用したまちづくりに関する提案資料 1部
- (4) その他参考資料 1式
- (5) 上記を収めた電子データ 1式

## 10 制作物の取り扱いについて

本業務において、ウォールアートの完成デザイン画及び完成デザイン画を対象道路擁壁に制作したウォールアート（以下において「制作物」という。）の取り扱いについては、下記のとおりとする。

- (1) 制作物の著作権は、全て川崎市に帰属する。よって、受注者は、制作物に使用する全ての著作権処理を済ませなければならない。
- (2) 将来的に制作物が劣化した場合は撤去が想定されるため、受注者は制作物の掲載期間満了日を制定せず、本市が独自で行う旨の了承を著作者に得なければならない。
- (3) 受注者が、制作物を公に展示し、又は公衆に送信する際は、本委託業務により作られた作品であることを明示することとする。

## 11 掲出期間について

ウォールアートの掲出期間は、5年を基本とし、撤去等の判断については、発注者が現地状況や社会情勢等を踏まえ判断するものとする。

この他、制作物の維持管理、修復（落書き等による汚損も含む）についても、発

注者が現地状況等を踏まえ判断し、実施するものとする。

## 12 その他

- (1) ウォールアートの制作は、令和5（2023）年10月15日に予定されているSUPERNOVA川崎の開業を目途に行うものとする。開業までに制作を終えていることを基本とするが、制作作業を一般に公開する等施設の開業と連携しながら、地域住民や市民等がウォールアートを身近に感じ、親しみを持つことが出来るような取組を行う場合の制作時期については、協議の上決定するものとする。また、本市がウォールアート制作前に実施する道路擁壁の点検の結果、不測の事態が生じた場合等は、制作時期について変更を行う場合がある。
- (2) 受託者の負担する経費は、全て当該委託料に含むこと。なお、ウォールアート制作前に発注者にて道路擁壁の清掃を予定しているが、下地補修等、清掃以降発生する作業については、原則として受託者が負担するものとする。
- (3) 受注者はウォールアートのデザインについて、発注者と十分協議し、発注者が指定した期日までに完成イメージが分かるデザイン案を提出すること。
- (4) 受注者は、制作着手にあたり、施工計画書及び使用する材料の品質証明資料を提出し、監督員の承諾を得ること。
- (5) 受注者は、国及び本市の関連法規等の内容も踏まえた上で、発注者と綿密な協議を行いながら本業務を実施すること。

<位置図>



<制作対象擁壁写真>

